

■最近の話題を考える「知財NEWS」 知財トピックス (2016. 4)

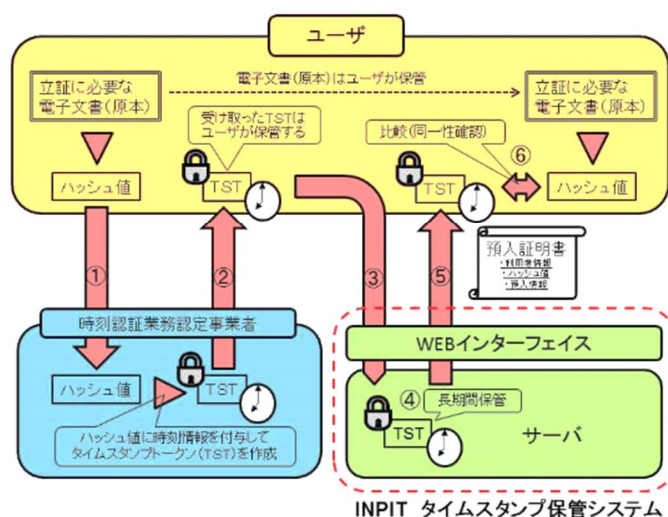
INPITが行う「タイムスタンプ保管サービス」について



特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一

今回の知財ニュースは、特許庁の外郭団体である独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) が、行おうとしている「タイムスタンプ保管サービス」についてです。運用開始は、平成28年度末ですので、まだ少し先ですが、公的な団体が先使用权や営業秘密の立証で有効な「タイムスタンプ」に関与するとのことで、今回、取り上げます。

(図1: タイムスタンプトークン (TST) 発行から同一性確認までの流れ)



出典: INPITのHP「タイムスタンプ保管サービスについて」
<http://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/ts.html>

詳細については、上のサイトを確認して頂きたいのですが、ナマ情報である「電子文書」自体については、ユーザである私たち自身が保管する必要があるようです。INPITでは、電子文書から作られた「ハッシュ値」(長文の暗号文章)に、「時刻情報」が付与された「タイムスタンプトークン (TST)」を保管する業務を行います。

この保管業務に掛かる費用については「無料」とのことです。このため、これまで、公証人等を使って「確定日付等」を取っておられた方からすれば、使いやすい制度だと思います (もっとも、現時点で明らかではないですが、民間事業者が行う「タイムスタンプトークン」の作成については、若干の費用が掛かると思います。)

このサービスで、気になるのは、「電子文書」自体の保管が私たち自身であることです。この「電子文書」の保管ですが、当然、「電子文書」を消去や遺失すると、このサービスが無駄になります。また、誤って「電子文書」を加工してしまっても、同一性が失われるため、このサービスが無駄になると思います。「ハッシュ値」から「電子文書」が復元できるようなになれば、より使いやすいと思いますが…、難しいのでしょうか。

以上